

**相続 宅建 R02(10)-08-2 《#973》**

**【問】 正誤をつけよ。**

被相続人の子が相続開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となるが、さらに代襲者も死亡していたときは、代襲者の子が相続人となることはない。

**【答え】 誤り**

**《ポイント》 子及びその代襲者等の相続権**

- 2 **被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。(代襲相続)**
  
- 3 **前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、その代襲相続権を失った場合について準用する。(再代襲相続)**

※相続放棄は代襲原因に含まれない

※兄弟姉妹については、代襲相続は認められるが、再代襲は認められない

**【渋谷会】おすすめ講座**

**令和6年版『宅建これだけで合格セット』**

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>